

精神障がい者訪問看護研修開催要領

(精神科訪問看護基本療養費算定要件を満たす研修)

1. 目的

訪問看護に従事する看護師が、精神科訪問看護の基本的知識、技術を修得し、精神障がい者に対して、適切な看護が提供できる訪問看護師を育成する。

2. 目標

- ①精神疾患を有する者に関するアセスメント、援助ができる
- ②精神疾患を有する者に対する看護に必要な基本的知識、技術を修得する。
- ③精神疾患の病態や治療について、理解することができる。
- ④精神障がい者の訪問看護を取り巻く社会環境や、訪問看護の役割について理解することができる
- ⑤精神障がい者に必要な社会資源・制度を理解し、多職種との連携を図ることができる。

2. 期間

平成31年1月18日（金）～平成31年1月20日（日） 計20時間

3. 内容

精神科訪問看護基本療養費届出基準に示された内容について、研修する。

※ 詳細は、別紙プログラム参照

4. 場所

ながさき看護センター（長崎県看護協会）

諫早市永昌町23-6 TEL 0957-49-8050

5. 受講対象

次のすべての要件を満たす者

- ①3日間の研修全日程に参加することができる者
- ②精神科訪問看護に従事する訪問看護ステーション従事者
- ③保健師 看護師 准看護師の資格を有する者
- ④その他 長崎県看護協会長が、特に認めた者

※ 公開とする科目に関しては、上記に関わらず、定員内であれば、参加可

6. 定員 50名程度

7. 参加申し込み〆切 平成30年10月31日(水) 必着

8. 受講料

長崎県看護協会会員 30,000円

それ以外の者 40,000円

※ 受講申し込み後、受講決定通知を受け取ったのち、指定の銀行口座へ振り込みをお願いします。

指定の期日までに、振り込みが確認できない場合、キャンセルとして取り扱います。

※ 公開科目の聴講の場合

1日 3,000円(非会員 6,000円) 半日 2,000円(非会員 4,000円)

※ いったん、振り込まれた受講料は、返金できませんので、ご注意ください。

※ 受講決定者の変更は、できませんので、ご注意ください。

※ 他県看護協会会員は、会員価格での受講が可能です。

9・修了書発行要件

全日程を修了した者には、長崎県看護協会長の修了証を発行する。(精神科訪問看護基本療養費算定要件となる旨を記載した修了証)

※いかなる場合であっても、遅刻・早退、途中退室があった場合は、発行できません。

※毎日 午前・午後の出席の確認を行います。